

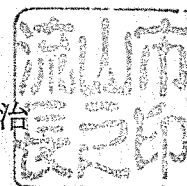
流 社 第 38号

平成27年4月28日

流山市福祉施策審議会

会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
及び「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正
について（諮問）

平成25年4月13日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことに伴い、本市においても新型インフルエンザ等対策を総合的推進するため、同法第8条第1項の規定に基づき「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定することとしました。

また、東深井福祉会館内の流山市身体障害者福祉センターについて、現在、指定管理者が運営していますが、施設の利用資格として、「身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者」とされているが、今後は身体障害者以外の障害者（精神、知的障害者等）にも範囲を広げ、より多くの市民に施設利用ができるよう条例の一部を改正することにしました。

つきましては、「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定及び「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正にあたり、流山市の附属機関であります流山市福祉施策審議会の意見を求めたく諮問します。

記

- 1 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画
 - (1) 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)
 - (2) 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版(案)
 - (3) 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画スケジュール表(案)
 - 2 「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正
 - (1) 改正の概要(案)
 - (2) 身体障害者福祉センター実施状況
 - (3) 条例改正等スケジュール(案)
- 以上の資料は別添のとおり